

## 電子入札システムで使用する ICカードについての注意事項

### 《重要》

長崎市電子入札システムにより入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納した ICカードを取得することが必要となります。ICカード取得後は、長崎市電子入札システムへ利用者登録を行うことで、各種の入札手続きを行うことが可能となります。

各種入札手続きに使用する ICカードは、長崎市に登録された入札権限を持つ代表者又は代表者から入札に関する権限を委任された代理人の名義で発行されたもので、落札決定日まで有効な ICカードであることが必要です。

したがって、参加申請時又は入札書提出時に使用した ICカードが、有効期限切れや記載事項（代表者名・会社名等）変更等により、資格審査時又は開札時点で失効している場合、参加申請又は入札そのものが無効になります。使用する ICカードが落札決定日までに失効することが事前に分かっている場合は、新規の ICカードを取得し、参加申請書提出前に ICカードの更新作業を済ませ、必ず資格審査時又は開札時点で有効な ICカードを用いて提出してください。

なお、次のような事例が「入札参加資格無し」又は「入札書無効」として取り扱われますのでご注意ください。

#### 【入札参加資格無し又は入札書無効となる事例】

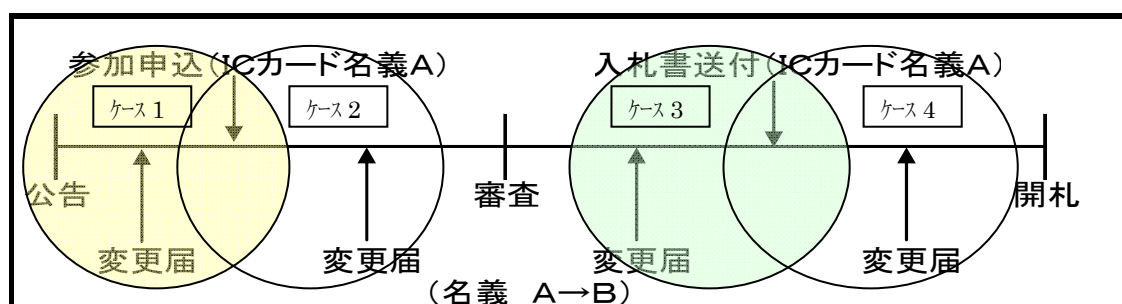
（資格審査時に無効となる事例）

- ケース 1 業者情報（代表者）の変更手続（代表者 A から B へ変更）後、代表者 A 名義の ICカードを使用して参加申請書を提出した場合
- ケース 2 代表者 A 名義の ICカードを使用して参加申請書提出後、業者情報（代表者）の変更手続（代表者 A から B へ変更）を行った場合  
→ ケース 1、2 とも資格審査時において代表者の名義が相違するため無効

（開札時に無効となる事例）

- ケース 3 業者情報（代表者）の変更手続（代表者 A から B へ変更）後、代表者 A 名義の ICカードを使用して入札書を提出した場合
- ケース 4 代表者 A 名義の ICカードを使用して入札書提出後、業者情報（代表者）の変更手続（代表者 A から B へ変更）を行った場合  
→ ケース 3、4 とも開札時において代表者の名義が相違するため無効

#### 《イメージ》



※上記のようなケースが想定される場合は、紙入札への移行承認を受け、紙による参加申請書及び入札書の提出を行うことができます。ただし、入札書提出後は紙入札への移行はできませんのでご注意ください。詳細は、長崎市電子入札運用方針をご参照ください。